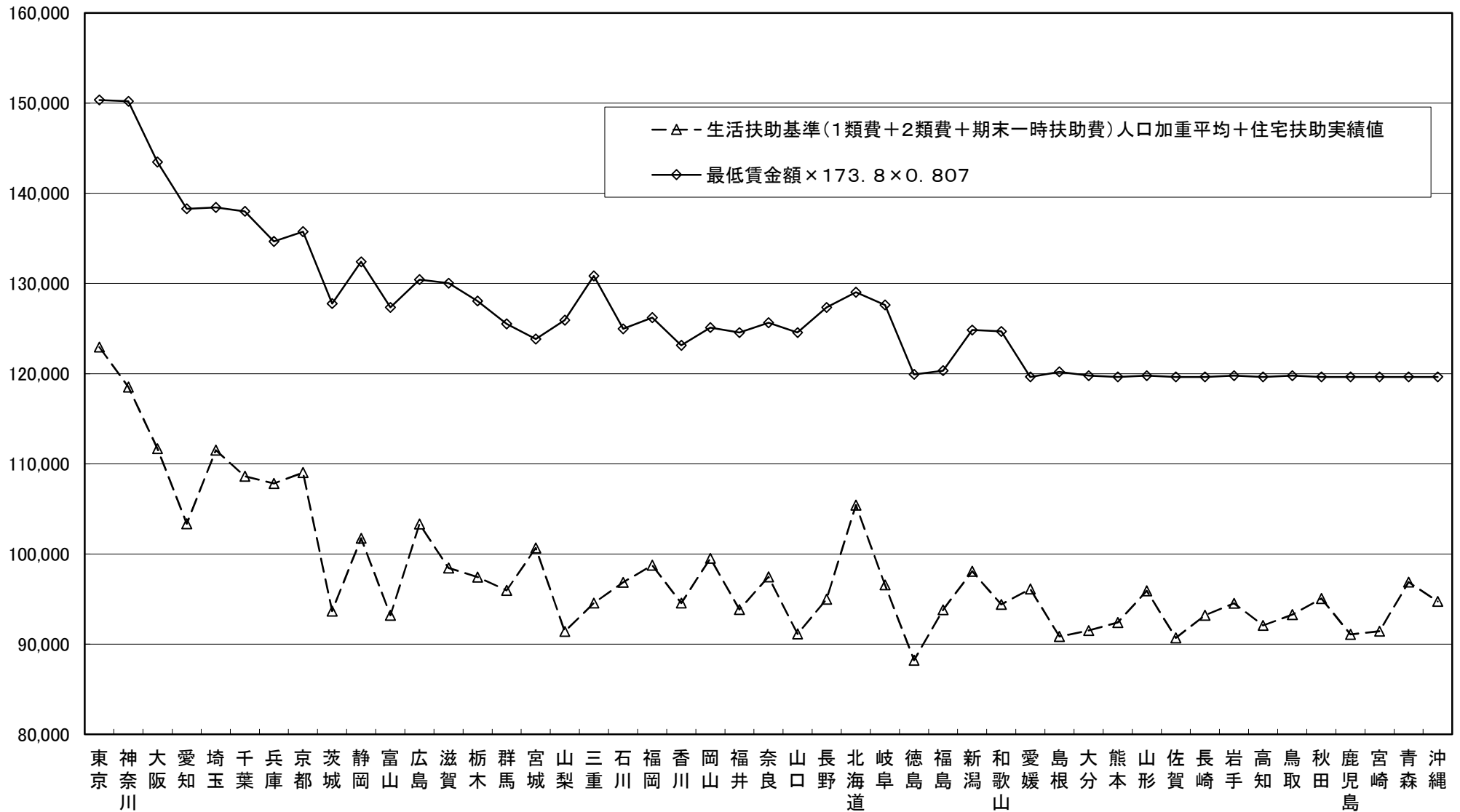


生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

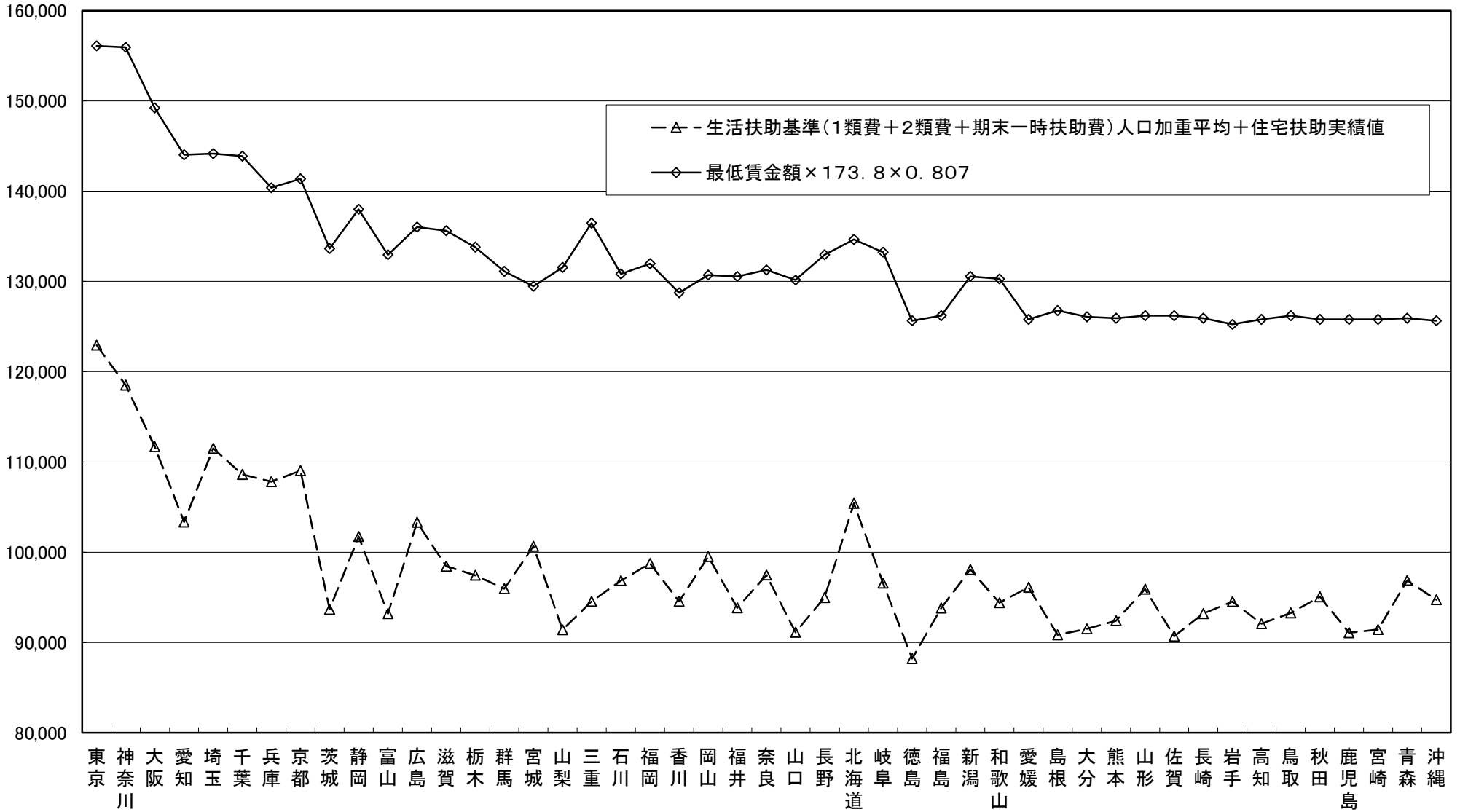
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和4年度のものである。

注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは令和4年度、最低賃金のデータは令和5年度のものである。

注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和4年度 データに基 づく乖離額	令和5年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額	乖離の変動額				
	(A)	(B)	(C) (=A-B)	(D)	(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.816→0.807) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△168	40	△208	△178	△31	△40	8	0	1
青森	△162	45	△207	△173	△35	△45	8	0	3
岩手	△180	39	△219	△192	△27	△39	7	0	4
宮城	△165	40	△205	△176	△30	△40	8	0	3
秋田	△175	44	△219	△185	△34	△44	7	0	3
山形	△170	46	△216	△179	△37	△46	8	0	2
福島	△189	42	△231	△200	△31	△42	7	0	3
茨城	△243	42	△285	△252	△33	△42	7	0	1
栃木	△218	41	△259	△226	△34	△41	8	0	0
群馬	△211	40	△251	△218	△33	△40	8	0	0
埼玉	△192	41	△233	△201	△32	△41	9	0	1
千葉	△209	42	△251	△219	△33	△42	9	0	1
東京都	△195	41	△236	△207	△30	△41	10	0	2
神奈川県	△226	41	△267	△235	△32	△41	9	0	△1
新潟	△191	41	△232	△201	△31	△41	8	0	2
富山	△243	40	△283	△253	△30	△40	7	0	3
石川	△200	42	△242	△210	△33	△42	8	0	2
福井	△219	43	△262	△230	△32	△43	7	0	4
山梨	△246	40	△286	△254	△32	△40	7	0	1
長野	△231	40	△271	△240	△31	△40	7	0	1
岐阜	△221	40	△261	△231	△31	△40	8	0	2
静岡	△219	40	△259	△228	△30	△40	8	0	2
愛知	△249	41	△290	△258	△32	△41	8	0	1
三重	△259	40	△299	△270	△29	△40	7	0	3
滋賀	△225	40	△265	△236	△29	△40	8	0	3
京都	△191	40	△231	△199	△32	△40	9	0	0
大阪	△227	41	△268	△236	△32	△41	9	0	0
兵庫県	△191	41	△232	△200	△32	△41	8	0	0
奈良	△201	40	△241	△210	△30	△40	8	0	2
和歌山	△216	40	△256	△225	△31	△40	7	0	1
鳥取	△189	46	△235	△195	△40	△46	7	0	△1
島根	△209	47	△256	△219	△37	△47	7	0	3
岡山	△182	40	△222	△192	△30	△40	8	0	2
広島	△193	40	△233	△202	△32	△40	8	0	0
山口	△238	40	△278	△245	△33	△40	7	0	0
徳島	△226	41	△267	△235	△32	△41	7	0	2
香川	△204	40	△244	△212	△32	△40	7	0	0
愛媛	△168	44	△212	△178	△34	△44	8	0	3
高知	△196	44	△240	△204	△37	△44	7	0	0
福岡	△196	41	△237	△205	△32	△41	8	0	1
佐賀	△206	47	△253	△216	△38	△47	7	0	2
長崎	△188	45	△233	△197	△37	△45	7	0	1
熊本	△194	45	△239	△204	△35	△45	7	0	3
大分	△201	45	△246	△210	△37	△45	7	0	1
宮崎	△201	44	△245	△209	△36	△44	7	0	1
鹿児島	△204	44	△248	△212	△35	△44	7	0	2
沖縄	△177	43	△220	△185	△35	△43	7	0	0

- ※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。